

本年分で差し引く繰越損失額がある方の記載例

申告をする必要のある所得が事業所得のみの方で、本年分の所得金額から前年分までに引ききれなかった損失額が引きされる場合

手順1
5ページ参照

青色申告者は、青色の文字を○で囲みます。

手順2
6ページ参照

手順3
12ページ参照

00 税務署長 平成28年2月16日 平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0122	
住所 00市△△町X-XX-X	個人番号 XXXXXXXXXXXXXXXX
氏名 国税 太郎	性別 男
職業 小売業 〇〇商店	生年 3481116
代表者の氏名 国税太郎 本人	代表者の生年 XX-XXXX-XXXX

収入金額等	所得金額	税	計
事業等 ⑦ 36542800	事業等 ① 4899127	課税される所得金額 (①-②)又は第三表上の③に対する税額又は第三表の④ 2355000	所得税 2355000
不動産 ⑧	不動産 ②	配当除 ②⑧ 138000	配当除 138000
利子 ⑨	利子 ③	配当除 (特定増改築等) ②⑨ 138000	配当除 (特定増改築等) 138000
配当 ⑩	配当 ④	配当除 (住宅借入金等特別控除) ②⑩	配当除 (住宅借入金等特別控除)
雑給 ⑪	雑給 ⑤	配当除 (政治等寄附金等特別控除) ②⑪	配当除 (政治等寄附金等特別控除)
総合課税 ⑫	総合課税 ⑥	配当除 (住宅前妻等特別控除) ②⑫	配当除 (住宅前妻等特別控除)
短期 ⑬	短期 ⑦	配当除 (法定特別控除) ②⑬	配当除 (法定特別控除)
長期 ⑭	長期 ⑧	配当除 (養育費特別控除) ②⑭	配当除 (養育費特別控除)
一時 ⑮	一時 ⑨	配当除 (所得控除) ②⑮	配当除 (所得控除)
合計 ⑯	合計 ⑩	配当除 (引当金) ②⑯	配当除 (引当金)
事業等 ⑰	事業等 ⑪	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
不動産 ⑱	不動産 ⑫	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
利子 ⑲	利子 ⑬	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
配当 ⑳	配当 ⑭	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
雑給 ㉑	雑給 ⑮	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
総合課税 ㉒	総合課税 ⑯	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
短期 ㉓	短期 ⑰	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
長期 ㉔	長期 ⑱	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
一時 ㉕	一時 ㉑	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
合計 ㉖	合計 ㉒	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
雑損控除 ㉗	雑損控除 ㉓	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
医療費控除 ㉘	医療費控除 ㉔	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
社会保険料控除 ㉙	社会保険料控除 ㉕	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
小規模企業共済等掛金控除 ㉚	小規模企業共済等掛金控除 ㉖	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
生命保険料控除 ㉛	生命保険料控除 ㉗	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
地震保険料控除 ㉜	地震保険料控除 ㉘	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
寄附金控除 ㉝	寄附金控除 ㉙	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
寡婦、寡夫控除 ㉞	寡婦、寡夫控除 ㉚	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
勤労学生、障害者控除 ㉟	勤労学生、障害者控除 ㉛	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
配偶者特別控除 ㊱	配偶者特別控除 ㉜	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
扶養控除 ㊲	扶養控除 ㉝	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
基礎控除 ㊳	基礎控除 ㉞	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)
合計 ㊴	合計 ㊱	配当除 (引当金) (②-⑯)	配当除 (引当金)

手順4
21ページ参照

○黒字の場合…
100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を記入します。

○赤字の場合…
金額の頭に「△」又は「-」をつけてそのままの金額を記入します。

手順5
25ページ参照

該当する事項がある方のみ記入します。

必ず記入します。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。
※ この記載例では、記入した部分を便宜上青色で表示しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 2枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- ◎ この記載例では、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の該当ページを示しています。詳細については、「平成28年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」を参照してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例②

1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入例③

8	0	0	0	0
7	0	0	0	0

【ご注意】
 ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した「青色申告決算書」や「収支内訳書」を申告書と一緒に提出しなければなりません。

本年分で差し引く繰越損失額 960,000円

手順1
5ページ参照

平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号: FA0076

住所: 〇〇市△△町X-XX-X
 号: 〇〇商店
 〒: コクセイタロウ
 氏名: 国税太郎

○所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額

○雑所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額

○特別適用条文等

○事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
国税良子	XXXXXXXXXXXXXXX	48.7.20	12月	1,200,000

○住民税・事業税に関する事項

扶養親族の氏名	個人番号	生年月日	別居の場合の住所	寄附金税額控除
国税二郎	XXXXXXXXXXXXXXX	20.6.1		

○所得から差し引かれる金額に関する事項

損金控除: 511,620円
 社会保険料控除: 125,400円
 国民年金料控除: 386,220円
 支払医療費控除: 268,000円
 社会保険料控除 (国民健康保険): 125,400円
 国民年金料控除: 386,220円
 合計: 511,620円

第二表 平成二十八年度以降の所得に課税される所得額を記載してください。(源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書の控えを添付し、申告書に添付する必要があります。)

手順3
12ページ参照

手順2
6ページ参照

手順6
26ページ参照

控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー（個人番号）も記入する必要があります。

※ 記載例中における社会保険料の金額は、実際の金額とは異なります。

本年分で差し引く繰越損失額がある方の記載例

【参考】青色申告決算書（一般用）

FA0203

平成28年分所得税青色申告決算書（一般用）

住所	〇〇市△△町X-X-X	氏名	コウセイ タロウ 国税 太郎	事務所所在地	
事業所所在地	〇〇市X町X-X	電話番号	(白) 〇〇-XXXX-XXXX (事業用) XX-XXXX-XXXX	氏名(名称)	
業種名	〇〇小売業	店号	〇〇商店	加入団体	〇〇青色申告会

平成29年 2月16日 損益計算書 (自 〇月〇日 至 〇月〇日)

提出用	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
平成二十五年分以降用	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	3,654,280.00	消耗品費	15,123.33	貸倒引当金	9,836.33
	買入商品(製品)類	505,742.25	減価償却費	92,426.5	各種戻引等	
	仕入金額(製品)類	262,491.20	福利厚生費	10,910.00	計	9,836.33
	小計(2+3)	3,130,615.45	給料賃金	175,200.00	専従者給与	12,000.00
	期末商品(製品)類	609,004.5	外住工賃		貸倒引当金	15,877.1
	差引原価(4-5)	252,165.00	利子割引料	37,593	計	13,587.71
	差引金額(1-6)	1,132,630.00	地代家賃	13,200.00	青色申告特別控除前の所得金額 (2+3-4)	554,912.7
	租税公課	13,950.00	貸倒金額	8,270.00	青色申告特別控除額	65,000.00
	費造運賃	785.20	雑費	2,977.70	所得金額 (7-8)	489,912.7
	水道光熱費	1,948.92	計	45,167.65		
旅費交通費	805.40	差引金額(7-8)	680,953.5			
通信費	1,368.21					
広告宣伝費	1,187.00					
接待交際費	1,561.31					
損害保険料	422.00					
修繕費	828.00					

●青色申告特別控除については、「表簿の子引き」の「青色申告特別控除」の項を選んでください。
●下の欄には、書かないでください。

※ 青色申告特別控除額は、次により記入してください。

- 65万円の青色申告特別控除……不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義によることを選択している方を除きます。）で、これらの所得の金額に係る取引を正規の簿記（一般的には複式簿記）の原則に従って記帳している方は、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに期限内に提出する確定申告書に添付する場合には、これらの所得を通じて最高65万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引き前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額の合計額が、

- 65万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 65万円を超える場合は…65万円

※ 事業として行われない不動産の貸付けによる不動産所得については、他に事業所得のある場合を除き、65万円の青色申告特別控除は適用されません。

- 10万円の青色申告特別控除……(1)の控除をうける青色申告者以外の青色申告者（(1)の控除を受けないことを選択した青色申告者を含みます。）は、不動産所得、事業所得及び山林所得を通じて最高10万円を控除することができます。

控除額は、この控除額を差し引く前の事業所得（社会保険診療報酬の所得計算の特例（租税特別措置法第26条）の適用を受けた所得は除きます。）の黒字の金額と不動産所得の黒字の金額、山林所得の黒字の金額の合計額が、

- 10万円以下である場合は…これらの黒字の金額の合計額
- 10万円を超える場合は…10万円

※ この記載例における青色申告者の貸借対照表の掲載は省略しています。